

平成29年10月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成29年10月30日(月)午前9時00分～10時40分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:坂本康充 5番:堀田計一 6番:西和浩 7番:後藤ミホ 8番:平野豊文 (農地利用最適化推進員 6人) ・岡定男 矢野健藏 國岡伸二 久保田博文 田村和之 西哲郎
欠席委員	(農業委員 0人 推進員 1人) 農業委員: 0名 推進委員: 岸法彦
出席職員	事務局長: 淵上達也 専門監: 三隅秀俊 主事: 濱砂裕紀
会議録署名委員	2番: 工藤久美子 3番: 坂本康充
議事日程	平成29年10月30日(月)1日間
報告	(1) 10月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(5条 1件、非農地 1件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について(1件) ② 農地相談員の活動について(1件) ③ その他
会議事件	議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第44号 非農地証明願いの承認について 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第46号 農用地利用集積計画(所有権設定)について 議案第47号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第48号 農地移動適正化斡旋事業の実施について
事務局 (事務局長)	皆さん、お早うございます。ただ今から10月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。本日は、岸法彦推進委員から、本総会の欠席の報告がありました。昨日、大阪から帰る予定とのことでしたが、台風22号の影響で、飛行機が飛ばないということで、この総会は欠席をさせてほしいとのことでした。それでは、皆さんご起立ください。一同、礼。ご着席してください。最初に鎌田会長からご挨拶を頂きます。よろしくお願ひします。
議長(会長) 鎌田勝敏	改めましてお早うございます。先日の台風22号、また、その前の21号、去年に続きまして、今年も2回連続で本町を台風が直撃ということではありませんが、日向灘沖を通過しました。本町におきましては、大きな被害は、私の見る限りは無かったのではないかと気はいたしますが、21号につきましては、県北では大きな被害が出ています。今度の台風22号につきましては、県南の方に被害が出ています。台風による農作物の被害が大きいのですが、自

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>然災害でありますので、私たちが立ち向かうということではありませんが、負けずに頑張っていかなければならないという思いであります。</p> <p>また、先日、衆議院議員の選挙がありました。前与党が圧勝ということで、そのまま政権を引き継ぐことになろうかと思えます。総理大臣はまだ決まっておりませんが、続投ではないかと思えます。農業関係につきましても、いろいろな憶測がされておりますが、私たちの生活は、私たちで守るような考えを持たなければならぬのではという思いがあります。先日のもちつき、ふるさと祭りにつきましては、おかげ様で大盛況でした。皆様には、大変ご苦勞をおかけしましたが、この場を借りてお礼申し上げます。有難うございました。特に後藤ミホ委員につきましては、ご自宅の作業場をお借りし、また、ご主人をはじめ、おばあちゃん、お姉さんまで手伝って頂き、本当に有難うございました。おかげ様で、大成功に終わることができました。ただ、残念なことに、せんぐまきの時に事故が1件発生してしまいました。それを肝に銘じながら今後の行事を考えていかなければならないと思っていますところであります。事故の詳細につきましては、まだ、判かりませんが、判り次第報告させていただきます。本日は6件の案件があります。慎重審議をしていただき、会を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、ただ今から平成29年10月期の総会を開会いたします。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員7名中全員出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名中6名の出席ですので、合計13名の出席となっています。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、2番工藤委員と3番坂本委員をお願いします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名いたします。</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の5ページをお願い致します。議案第43号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてです。農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号17番 譲渡人O. Y 譲受人I. T 土地表示 大字高城字鳥居久保 〇〇番 地目 畑 地積 993 m² 他1筆 合計 畑2筆 2,002 m² 移動区分 売買 売買価格 10aあたり 300,000円 経営状況 家族数2 労働力2 経営面積 12,816 m² 移動の理由 規模拡大 担当委員は、5番堀田委員です。資料につきましては、7～8ページに添付してあります。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>受付番号 18 番 譲渡人 O. Y 譲受人 F. M 土地表示 大字高城字岩戸 〇〇番 地目 畑 地積 1,124 m² 外 3 筆 合計 畑 4 筆 2,695 m² 移動 区分 売買 売買価格 全部で 800,000 円 経営状況 家族数 2 労働力 1 経営面積 22,503 m² 移動の理由 規模拡大 担当委員は 5 番堀田委員です。 資料につきましては、9 ページに添付しています。</p> <p>受付番号 19 番 譲渡人 Z. T 譲受人 N. M 土地表示 大字高城字東宮 田 〇〇番 地目 田 地積 341 m² 移動区分 売買 売買価格 全部で 250,000 円 経営状況 家族数 2 労働力 2 経営面積 85,013 m² 移動の理 由 規模拡大 担当委員は 1 番鎌田会長です。資料につきましては、10 ペ ージに添付しています。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 17 番、18 番につきまして担当の 5 番堀田委員から説明 をお願い致します。</p>
<p>(5 番) 堀田 計一</p>	<p>I さんは、以前から O さんの土地を耕作されておまして、O さんが I さん と交渉をされたそうです。30 万円は安い金額だと思いますが、本人同士の話し 合いだそうです。H さんに状況を確認した所、農地のみ全部で 80 万円という ことでした。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 19 番につきまして、私の方から説明させていただきます。 Z さんですが、今は木城町には住んでおられず、本申請地を N さんが購入さ れるということです。地図を見てもらうと判ると思いますが、円蔵寺のとなり に N さんの倉庫が建っております、今、盛んに甘藷が収穫され、収納されてお ります。この駐車場の斜めの所の農地です。Z さんの土地は、この後、基盤強 化の案件でも出てきますが、これで農地の売買は最後になるかと思えます。Z さんが町内いませんので、N さんが管理をされている状態です。全部売買し てしまいたいとのことですので、隣接している N さんが購入することが最良だ ろうということで、本総会の案件に挙がっています。よろしく申し上げます。 以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のあ る方は、受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと 思います。議案第 43 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受 付番号 17 番、18 番、19 番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>全員賛成との事ですので、議案第 43 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 17 番、18 番、19 番は承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 44 号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の説明と朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の 11 ページをお願いします。 議案第 44 号 非農地証明願いの承認についてであります。非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 2 番 申請人 Y. S 土地表示 大字高城字宇津木ノ内〇〇番面積 53 m² 地目 登記 田 現状 山林 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備等（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次ぎのいずれかの要件を満たしている。</p> <p>（ア）その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。</p> <p>（イ）（ア）以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続しても利用することができないと見込まれる場合に該当すると思われます。担当委員は、1 番鎌田会長です。資料は、12 ページから 14 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、写真説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 (濱砂 主事)</p>	<p>プロジェクターにて写真説明。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当の私の方から説明致します。写真説明でもありましたが、13 ページの地図をご覧ください。場所は、県道西都農線沿いにあります。川南町へ行く道です。その途中から斜めに田神に行く町道があります。その直ぐ下になります。田神線に入っておよそ 50m から 100m ぐらいの左下の所です。田との間が 20m ぐらいあり、土手つぶちという感じです。この現場に行くには、切原川橋のたもとを田神方面に向かう道を使って畦道を利用しないと道路がありませんので、現地に行くのは難しいと思います。農地としては、耕運機も入れないし、昔でしたら鋤を抱えていった所です。面積も小さいので手作業で作業されていたのではないかと思います。現状は、竹藪になっています。私が見たところ農地への復元は不可能と思っています。よろしくをお願いします。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、議案第 44 号 非農地証明願いの承認についてであります。受付番号 2 番につきまして、質疑をお受け致します。質疑がある方は挙手をお願い致します。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので質疑を打ち切りたいと思います。それでは、お諮りします。議案第 44 号非農地証明願いの承認についてであります。受付番号 2 番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第 44 号非農地証明願いの承認について受付番号 2 番については承認とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の 15 ページをお願いします。</p> <p>議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 10 番 譲渡人 M. N 譲受人 M. K 土地表示 大字椎木字池田北 ○○番 地目 畑 地積 39 m² 移動区分 贈与 転用目的 住宅の一部 施設概要 所要面積 39 m²（ウッドデッキ・カーポート・物置）の一部 担当委員は、7 番後藤委員です。追認案件となります。資料は、16 ページから 20 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、写真説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （濱砂 主事）</p>	<p>プロジェクターにて写真説明。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当の 7 番後藤委員から補足があれば説明をお願い致します。</p>
<p>（7 番） 後藤 ミホ</p>	<p>写真を見ていただいておりますのとおり追認申請です。M. NさんとM. Kさんは親子関係です。よろしくご審議お願いします。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、質疑に入りたいと思います。議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 8 番につきまして質疑のある方は挙手をお願い致します。</p>
<p>(5 番) 堀田 計一</p>	<p>追認ということですが、以前にも話があったと思いますが。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>場所は同じ所だと思います。</p>
<p>事務局 (濱砂 主事)</p>	<p>今年の 2 月に現地に確認に行きました。その時点で、名義変更が M. N さんにされていませんでした。今回、相続の手続が完了したことで、今期総会への追認案件ということで転用申請をされています。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>他に質疑がないようですので、お諮り致します。議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 10 番につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について受付番号 8 番につきましては、許可相当として県知事に意見書を添えて進達させていただきます。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 46 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>総会資料の 21 ページをお願いします。議案第 46 号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 10 番 移動区分 売買 譲受人 N. H 譲渡人 Z. T 土地表示 大字高城字菌田〇〇番 地目 田 地積 512 m² 利用目的 稲作 売買価格 全部で 350,000 円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2017 年 11 月 30 日 担当委員は 1 番鎌田会長です。資料は、22 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当の私の方から説明致します。先程、申し上げましたが、Z さんは、木城町内には住んでおられません。この件につきまして、前の耕作者は亡くなられた Y さんでした。その後、N さんが管理されていたようです。とい</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	うことで現在管理されているN. Hさんが購入されることとなりました。よろしくをお願いします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは質疑に入りたいと思います。議案第46号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。質疑のある方は挙手をお願い致します。
(6番) 西 和浩	先ほどもZさんの土地の所有権移転がありました。反あたり70万円をこえて高いような気がしたのですが、このあたりの高い理由があれば教えて頂けないでしょうか。
議長（会長） 鎌田 勝敏	価格の理由につきましては、私は何も聞いていません。70万円というのは、3年ぐらい前の価格相当だと思います。以前から管理をされていたということで、この値段になったのではと思います。農地の立地条件等でお互いに納得されている価格であります。売買金額が周辺の農地価格と比べ著しく開きがあるのであれば問題ですが、許容の範囲内ではないかと思います。
議長（会長） 鎌田 勝敏	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第46号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。受付番号10番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成とのことですので、議案第46号 農用地利用集積計画（所有権移転）について整理番号1番、受付番号10番につきましては承認可決とします。</p>
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第47号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
(事務局) 事務局長	<p>総会資料の23ページをお願いします。議案第47号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。公告年月日平成29年11月10日です。</p> <p>整理番号1番 受付番号13番 移動区分 賃貸借 譲受人 K. K 譲渡人 O. T 土地表示 大字椎木字石田〇〇番 地目 田 地積3,086㎡ 利用目的 稲作 始期～終期 2017年11月30日から2027年11月29日(10年) 10a当り借賃 10,000円 経営面積15.4ha 家族数6 稼働労働力5 更新となっています。担当委員は7番後藤委員です。資料は、24ページに添付してあります。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>これは更新ですので、担当委員の説明は省略します。 それでは、質疑に入ります。議案第 47 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。質疑をお受け致します。質疑がある方は挙手をお願い致します。</p>
<p>事務局 （専門監）</p>	<p>O・Tさんは農業者年金の経営移譲年金を受給されています。その関係での更新となります。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明のとおりであります。質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 47 号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。整理番号 1 番、受付番号 13 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成ということですので、議案第 47 号農用地利用集積計画（利用権設定）につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 48 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>総会資料の 25 ページをお願いします。議案第 48 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。 受付番号 2 番 申請人 Y. S 土地表示 大字高城字宇津木ノ内 ○○番 地目 田 地積 1,380 m² 他 1 筆 合計 2 筆 2,067 m² 希望価格 10 a あたり 300,000 円 指名委員を農業委員と推進委員各 1 名を本総会で決定して頂きたいと思えます。資料は 26 ページに添付しています。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑のある方は挙手をお願いします。 (意見・質疑なし) それでは、あっせん委員を決めたいと思いますが、農業委員が 1 名、推進員が 1 名という事でお願ひしたいのですが、いかがいたしましょうか。</p>

<p>(5 番) 堀田 計一</p>	<p>鎌田会長と田村推進委員でどうでしょうか。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>私 (鎌田会長) と田村推進委員では、という意見が出ましたが、他に意見はございませんか。 (他に意見無し)</p> <p>それでは、地区担当の農業委員と推進委員がこの職務に当るということでよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、異議が無いようですので、あっせん委員につきましては、私 (鎌田会長) と田村推進委員に決定することとします。よろしくお願ひします。</p> <p>以上で、本会議を終了致します。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 11月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成29年10月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>